

【最近の動き】

1. 知的財産権保護状況に関する白書が公表される

このたび、国家知識産権局が、2006年度の知的財産権保護状況に関する白書を公表いたしました。

本白書には、知識産権局の取り組みのみならず、裁判も含めた、知財保護全般に関する紹介がされています。

白書の日本語訳をJETRO 北京知的財産権部のホームページに掲載いたしましたので、ご覧ください。

http://www.jetro-pkip.org/html/zt_6_page_1.html

2. 海賊版不法販売者の取締り強化

5月23日に、道端での海賊版不法販売者に対する取締りに関し、関連6政府機関が共同で通達を出しました。通達によると、午後4時から9時と週末の住宅街、駅(バス停)、繁華街、歩道橋、地下道、電子市場、夜市、日用雑貨市場、農村の自由市場で重点的に取締りを行うとのことでした。

なお、今般の海賊版取締りは、2006年12月1日施行の「音楽映像製品卸売り、小売、レンタル管理弁法」(21条)に基づいて行われるものです。

JETRO 北京知財部のホームページに、当該管理弁法の日本語訳を掲載いたしましたので、ご利用ください。

http://www.jetro-pkip.org/html/bmgd_19_page_1.html

3. 2007年中国商標祭は湖南・長沙で開催

6月10日に、2007年中国商標祭事務局が北京人民大会堂で記者会見を行い、2007年中国商標祭は中華商標協会と長沙市人民政府が主催し、11月3日から6日まで長沙市で開催すると発表いたしました。

中国商標祭は、2007年中国商標年会、2007年最も消費者に愛される商標の調査、2007年中国商標知識コンテスト、2007年中外商標文化博覧会及び大型演出の5つの内容で構成され、全人代、全国政協、国家工商行政管理総局、国家知識産権局、商務部、最高人民法院等の代表に加え、WIPO、OHIM、USPTO、INTA、日本商標協会の幹部や各国大手会社のCEOも参加する予定とのことでした。

=====
【知的財産権部からのお知らせ】

1. 部門規定の追加掲載

JETRO 北京知的財産権部のホームページに、部門規定を追加掲載いたしましたのでご利用ください。今回追加いたしましたのは、以下の規定です。

(1) 農業植物新品種権利侵害事件の処理規定 (農業部)

http://www.jetro-pkip.org/html/bmgd_22_page_1.html

- (2) 中国インターネット情報センタードメインネーム紛争解決弁法（情報産業部）
- (3) 中国インターネット情報センタードメインネーム紛争解決弁法手続規則（情報産業部）
http://www.jetro-pkip.org/html/bmgd_24_page_1.html
- (4) 偽造防止マーク製品生産許可証実施細則（質検総局）
http://www.jetro-pkip.org/html/bmgd_17_page_1.html
- (5) ネットワーク音楽の発展と管理に関する文化部の若干意見（文化部）
http://www.jetro-pkip.org/html/bmgd_19_page_1.html
- (6) 公安部、国家版權局の著作権侵害の違法犯罪取締りにおける連携・協力強化に関する暫定規定（公安部）
http://www.jetro-pkip.org/html/bmgd_24_page_1.html

2. 地方法規の追加掲載

JETRO 北京知的財産権部のホームページに、地方法規を追加掲載いたしましたのでご利用ください。

http://www.jetro-pkip.org/html/flfg_25_page_1.html

今回追加いたしましたのは、以下の法規です。

- (1) 浙江省不正競争防止条例
- (2) 陝西省地理的表示商品保護弁法
- (3) 北京市発明特許奨励弁法
- (4) 広州市著名商標認定・管理弁法
- (5) 内蒙古自治区著名商標認定・保護弁法
- (6) 山東省著名商標認定・保護弁法

3. 2006 年度 JETRO 北京調査報告書の公表

JETRO 北京知的財産権部のホームページに、2006 年度に JETRO 北京が行った調査の報告書を掲載いたしましたのでご利用ください。

http://www.jetro-pkip.org/html/bgs_7_page_1.html

今回掲載いたしましたのは、以下の報告書です。

- (1) 中国のサービス産業における模倣実態調査
- (2) 中国政府機関の知財法律改正・パブコメ・通達に関する報告書
- (3) 中国弁理士制度?U~研修制度と弁理士試験について~
- (4) インクカートリッジ商標権侵害共同摘発プロジェクト報告書
- (5) 中国における日本人定年技術者の再雇用実態調査
- (6) 中国における R & D と知財保護の現状
- (7) 中国各地域の専利保護条例と知財保護の取組
- (8) 中国における職務発明・発明の帰属に関する調査
- (9) 自主創新政策と中国企業

4. 産業構造調整促進の暫定規定の掲載

JETRO 北京知的財産権部のホームページに、中国政府発表を追加掲載いたしました。今回掲載いたしましたのは、国務院の「産業構造調整促進の暫定規定」公布施行に関する決定です。

http://www.jetro-pkip.org/html/ztshow_BID_198.html

5. 異動のご挨拶

平素より China IP News letter をご愛読頂き誠にありがとうございます。

2004年3月よりJETRO北京知的財産権部に勤務して参りました後谷陽一は、6月30日をもって帰国し日本国特許庁へ復職することになりました。

皆様方に少しでもお役に立つ情報の発信に務めてきたつもりですが、至らぬ点多々ありましたこと、お詫び申し上げます。この3年間本紙をご愛読頂きました皆様方に対して深く感謝申し上げます。

なお、後任は7月中旬に着任する予定でおります。これまで同様、ご支援・ご鞭撻の程、よろしくお願い申し上げます。

【最新ニュース・クリッピング】

○法律・法規等

1. 中国、オンライン認証の新標準を制定へ（新華社 5月31日）
2. 馳名商標の司法認定基準を制定へ 最高人民法院（法制日報 5月31日）
3. 上海万博 知財など8項目の特殊規定が成立（新華社 6月18日）

○中央政府の動き

1. 中国、ASEANと知的財産権分野で協力強化へ（新華社 5月30日）
2. 外国駐華機構との業務交流会開催 知識産権局（国家知識産権局 5月30日）
3. 中国とスイス、知財権で交流と協力強化へ（中国新聞網 5月30日）
4. ICP登録システム、法執行に基本情報提供へ（新華社 5月28日）
5. 中・米両国 WTO提訴めぐり交渉スタート（第一財經日報 6月6日）
6. 中国とEU、知財保護で12の共通認識（新華社 6月14日）
7. 特許権などの担保契約、登記情報を公報に掲載（国知網 6月13日）
8. 中国、知財権めぐる2つの国際条約を実施（新華社 6月11日）
9. SIPO田力普局長、WTOラミー事務局長らと会見（国知網 6月20日）

○地方政府の動き

1. 北京市、最高100万円の発明奨励金を創設（京華時報 05月30日）
2. 中国西部初の知財技術契約の仲裁機関、陝西省に設立（陝西商務之窗 5月30日）
3. 特許技術で融資をする企業に、最高70万円の資金援助を 広州（金羊網 5月29日）
4. 知財保護へ警察と企業が協力 河南・鄭州（国家知識産権局 6月7日）
5. 香港の税関、偽の五輪グッズを摘発（中国新聞出版報 6月7日）
6. 内蒙古の知財当局、特許などの統計分析システムの試用開始（国家知識産権局 6月6日）
7. 実用新案の無効請求、大学で初の公開審理（知識産権報 6月12日）
8. 北京、知財を担保とする融資1億元に（国知網 6月11日）
9. 雲南省、知財事業の五カ年計画を決定（国知網 6月21日）
10. 19の大都市による知財協力会議、寧波で開催（中国寧波網 6月20日）

○司法関連の動き

1. ネットで訴訟事件の進展状況チェックが可能に 広州（新華社 5月29日）

2. 中国ハイテク企業、米国の特許訴訟戦略めぐりフォーラム開催（国家知識産権局 6月6日）
3. 裁判所による馳名商標の認定、200余りに（新華網 5月31日）
4. 商標侵害めぐりヤマハが最高裁勝訴 被告に830万元の賠償命令（人民網 6月12日）
5. 海賊版OSをインストール 家電量販店に賠償命令（新京報 6月21日）
6. ワイン銘柄で商標権侵害 販売業者に賠償命令（半島晨報 6月21日）

○統計関連

1. 中国のハイテク製品輸出、1~4月に1千億ドル突破（新華社 5月31日）
2. 中国のコンテンツ産業成長率、GDP成長を超える（新華社 5月24日）
3. 特許等の出願、1~4月で17万件に 国家知識産権局（中国知識産権報 5月25日）
4. ソフトウェア業界の売上高、昨年は4800億元（人民網 6月15日）
5. 工商総局、商標権侵害案件を6年で19万件摘発（中新網 6月12日）
6. 中国のソフトウェア産業、4800億元規模（新華社 6月21日）
7. CNドメイン、国別ドメイン数で世界3位に（新華社 6月19日）

○その他知財関連

1. 中国産携帯、価格の20%が特許使用料で海外へ（天極網 5月30日）
2. G8、中国など新興国と対話へ 知財分野も（国家知識産権局 6月6日）
3. 「商標フェスティバル」開催で社会意識の向上図る（新華社 6月10日）
4. 「産業技術革新戦略提携テスト」が始動（新華社 6月10日）
5. 国家知財局、都市の法執行担当者向け研修を開催（国知網 6月20日）
6. 中国国際ソフト・情報サービス交易会、大連で開幕（新華網 6月21日）

●ニュース本文

○法律・法規等

★★★1. 中国、オンライン認証の新標準を制定へ★★★

オンライン認証の主な方法は、指紋や網膜などの生体認証、非接触ICカード、パスワードなど。中国はオンライン認証に関する新標準を年内に4件制定する予定だ。

中国はすでに「全国情報セキュリティ標準化技術委員会認証作業チーム」を設置して、本人認証技術を推進するとともに、関連分野の国家標準7件を発表している。現在も多くの標準が制定中だ。

本人認証システムは応用範囲が広く、これと関連する電子認証サービス業だけを見ても、06年までに中国では電子認証サービスの事業者22社が認可され、累計546万枚のデジタル証明書が発行された。本人認証システムは急速な普及が見込まれている。（新華社 2007年5月31日）

★★★2. 馳名商標の司法認定基準を制定へ 最高人民法院★★★

近頃、商標権所有者が広告の効果を高めるために、馳名商標を「金字看板」と名づけて権利保護の範囲を超えて権利を濫用するケースが多発していることが指摘されている。最高人民法院（最高裁に相当）知識産権廷の担当責任者は、このような現象や問題が存在することで、人民法院の馳名商標認定にとって一種の圧力となり、認定を難しくさせている

と指摘した。

統計によると、地方の各級人民法院が2001年以降に受理した商標民事訴訟案件は7千件を超え、うち法に基づき馳名商標と認定されたのは200件あまり。最高人民法院は2006年11月、馳名商標の司法認定に関する状況と問題を迅速に把握し研究するため、「司法により認定された馳名商標の届出制度の構築に関する通知」を発布した。同担当者は、馳名商標の届出制度について、「馳名商標の集中的認定や許認可制度とは異なる」と指摘する。

同担当責任者によると、通知を発布して以来すでに17の高級人民法院が、発効した馳名商標認定案件の一審、二審の法律文書を、馳名商標案件認定の状況とともに最高人民法院に送付し、届出た。最高人民法院は現在、報告された状況について統計分析と研究を進めている。

馳名商標の司法認定における新たな問題の研究、司法基準の細分化や統一、法律の正しい適用などをよりいっそう進めるため、最高人民法院はすでに馳名商標の司法保護を今年の調査研究課題に盛り込んでおり、今後踏み込んだ調査研究を行い、また時機を見て馳名商標の司法認定の適用基準を制定し、整備していく計画である。(法制日報 2007年5月31日)

★★★3. 上海万博 知財など8項目の特殊規定が成立★★★

博覧会国際事務局(BIE)第141回総会が6月18日、パリで開催された。総会は中国政府の提出した2010年上海万博の特殊規定を審議、可決した。規定は上海万博に関する保険、出展者の商業活動、公共サービス、知的財産権保護など8項目に上る。

上海万博の出展募集活動はこれまで順調。参加意思の確認を終えた国・国際組織はすでに151に上る。(新華社 2007年6月18日)

○中央政府の動き

★★★1. 中国、ASEANと知的財産権分野で協力強化へ★★★

「新華網」によると、国家知識産権局の田力普局長は28日、北京で開かれた第2回中国・シンガポール知的財産権制度シンポジウムで、中国がシンガポールを含む東南アジア諸国連合(ASEAN)加盟国と知的財産権分野での交流や協力を拡大していく意向を示した。

同シンポジウムでは、シンガポールから参加した専門家数十人が、同国における知的財産権制度やその応用例、ASEAN各国における制度の最新状況を説明した。

田局長は「中国は今後もシンポジウムや人的交流、情報共有などの方式で、ASEAN各国と知的財産権分野での交流と協力を推進し、アジア全体で協力レベルを向上させたい」と述べた。(新華社 2007年5月30日)

★★★2. 外国駐華機構との業務交流会開催 知識産権局★★★

大使館、商会などの駐在機構と国家知識産権局との業務交流会がこのほど、北京で開催された。交流会の開催は、昨年に続き二度目。同局の活動の透明度を引き上げ、活動に対する各界の意見や提案を集めることが目的で、各活動の実施メカニズムの整備、活動の効率向上、中国内外のユーザーへより質の高いサービス提供を目指している。

交流会では、国際司の呂国良司長、条法司の宋建華副司長などが中国の専利法改正、専利審査業務の進展、エンフォースメント等の状況についてそれぞれ説明した。出席者は注目する問題について提起し、国家知識産権局の率直、誠実かつオープンな姿勢を高く評価した。

米国大使館、タイ大使館、米国商工会議所、欧州商工会議所、日本貿易振興機構(JETRO)、

日産自動車、松下電器などの企業や海外機関からの代表者 50 人あまりが参加した。(国家知識産権局 2007 年 5 月 30 日)

★★★3. 中国とスイス、知財権で交流と協力強化へ★★★

5 月 29 日、開催中の中国・スイス第 17 回経済貿易連盟委員会で、中国商務部とスイス連邦経済省は、「中国・スイス経済貿易連盟委員会の知的財産権業務グループ発足に関する了解覚書」に調印した。

了解覚書によると、両国は今後、知的財産権に関する対話協力を強化し、情報交換を行い、対話を通して関連問題の解決方法を模索する。

商務部が今年 4 月に公布した「2007 年中国知的財産権保護行動計画」によると、中国政府は今年、国際交流と協力計画において、対話・考察・協力・交流・育成など 26 の具体案を通して、商標、著作権、専利など知的財産権の国際交流と協力を強化していく。(中国新聞網 2007 年 5 月 30 日)

★★★4. ICP 登録システム、法執行に基本情報提供へ★★★

情報産業部の奚國華・副部長は 28 日、情報産業部は現在、ICP 登録システムの完備を進めており、10 月には完成する見通しであることを明らかにした。

第一期 ICP 登録システムはすでに完成しており、ICP 登録申請を行ったウェブサイトは 160 万件を上回る。登録情報には、登録者名、IP アドレス、ドメイン名、サーバー設置場所などが含まれる。

ICP 登録システムに新規登記するウェブサイトの数は一日約 2000 件にのぼり、動態管理とリアルタイム更新が同システム構築の核心部分である。奚副部長は、「完備中の第 2 期システムは、正確性と動態精査性能を強化し、他部門と連動しウェブサイト情報とサイト運営者に対するよりスピーディな測定能力を備えることを目的としている」と語る。

この ICP 登録システムは、「ブラックリスト」システムを支える機能も併せ持つ。猥褻や、その他違法行為のある悪質サイトとそれらの運営者リストが公表されれば、該当企業や接続企業は再アクセスが不可能となり、経営者の悪質な行為や信用記録は、年度定期検査の審査対象となる。これらによって、ウェブサイト管理の連動体制が形成される。(新華社 2007 年 5 月 28 日)

★★★5. 中・米両国 WTO 提訴めぐり交渉スタート★★★

商務部、国家版權局、税関総署、最高人民法院(最高裁)、最高検察院のメンバーで構成される交渉チームが 5 日ジュネーブ入りし、米国側との交渉をスタートした。期間は 4 日間。

米通商代表事務室は 4 月 10 日、知的財産権の保護と出版市場の参入規制をめぐり、中国を世界貿易機関(WTO)の仲裁機関へ提訴した。

国家版權局版權管理司の王自強司長は 6 月 5 日、「第一財經日報」の電話取材に対し、「今回の米国による提訴は、出版物市場の参入規制に対する不満のほか、知財保護の程度についてもいくつか要求があった。米国の提訴内容は複数の部門の管轄分野に及ぶため、中国の交渉チームには複数の関連部門のメンバーが入っている」と説明した。(第一財經日報 2007 年 6 月 6 日)

★★★6. 中国と EU、知財保護で 12 の共通認識★★★

中国と欧州連合(EU)による経済貿易合同委員会が 12 日から、ベルギーの首都ブリュ

ッセルで始まった。率直、広範かつ踏み込んだ意見交換や話し合いにより、双方は12の共通認識に達した。内容には1985年の「中国欧州貿易経済協力協定」の改善に向けた交渉の開始、中国の市場経済国認定、繊維製品協定、鉄鋼取引、知的財産権の保護などが含まれる。

中国の薄熙来商務部長、欧州委員会のバルトナー委員（外交担当）、マンデルソン委員（通商担当）らが会議を進めた。知財保護や金融情報サービスに対するEU側の関心について、薄部長は中国側の立場を説明するとともに、引き続き意思疎通や情報交換を進める考えを示した。

会期中には、EUの対中開発協力計画「国別戦略ペーパー」についても話し合われた。EUは07～13年にかけて、2億2400万ユーロの対中無償援助を提供する計画で、中でも経済貿易と社会の発展、環境と人的資源の開発などの分野に重点が置かれる。（新華社 2007年6月14日）

★★★7. 特許権などの担保契約、登記情報を公報に掲載★★★

特許・実用新案・意匠の権利を担保とする担保契約やその解除に関する情報の公表が5月下旬、国家知識産権局（知財当局）が毎週発行する「専利公報」や、同局ウェブサイトではじめた。

同措置は「専利法実施細則」や「審査指針」などの規定によるもの。実現に向け、国家知識産権局など関連部門がこれまで努力を重ねてきた。関連情報の掲載は07年5月23日発行の「専利公報」23巻21号以降。（国知網 2007年6月13日）

★★★8. 中国、知財権めぐる2つの国際条約を実施★★★

国家版權局がこのほど明らかにしたところによると、「著作権に関する世界知的所有権機関条約（WIPO著作権条約）」、「実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約」が9日から正式に中国で実施されることとなった。

2006年12月29日、第10回全国人民代表大会常務委員会第25回会議で上述の条約への加盟が審議の上可決された。今年3月6日、中国政府は世界知的財産権組織（WIPO）に対し、正式に加盟を申し入れた。

「著作権に関する世界知的所有権機関条約」は、情報技術や通信技術分野、特にインターネット分野での著作権所有者の利益を保護することが目的。「実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約」は、デジタル分野、特にインターネット分野での実演者およびレコード製品の製作者の権利を保護することが目的。（新華社 2007年6月11日）

★★★9. SIPO 田力普局長、WTO ラミー事務局長らと会見★★★

国家知識産権局の田力普局長は19日、世界貿易機関（WTO）のラミー事務局長の一行と会談し、当面の共通の関心事などについて意見交換した。

ラミー事務局長は会談でドーハラウンドがまもなく再開されることに触れ、今回の訪問目的は中国の知的財産権分野での活動を知るため、と率直に述べた。

田局長は「知的財産権は、WTO交渉の中では大きな議題ではないものの、重要な議題であることは確かだ。WTO加盟以来、中国政府は知財保護で大量の活動をしている。中国政府は知的財産権の保護を非常に重視し、対話と協力による知財関連の争いを解決したい」と述べた。

ラミー事務局長は「中国の国土は広く、知財に関する法執行（エンフォースメント）では必然的に、さまざまな困難が出るだろう。これは中国の国情によるもので、先進国も理

解すべきだ」と述べた。

田局長は、ラミー事務局長が中国の知財保護に理解を示したことを称賛。先進国が中国の知財保護問題を公正に考え、知財の創造、運用、管理、保護など多方面の支援を通じて、途上国の全体的な知財体制の向上を助けるよう希望した。

双方はこのほか、住民の健康や知財、知財に関する途上国の能力開発などについて、意見交換した。(国知網 2007年6月20日)

○地方政府の動き

★★★1. 北京市、最高100万元の発明奨励金を創設★★★

北京市知識産権局、市財政局、市人事局は5月29日に共同で、『北京市発明特許奨励弁法』を公布した。『弁法』により、北京市に重大な貢献のあった発明特許に特別賞を設け、最高100万元の奨励金を予定している。本弁法は2008年1月1日から施行する。

『弁法』の奨励対象となるのは、重点業種と重点分野で著しい経済的効果や社会効果のある特許、国家標準や国際標準の形成に重要な役割を果たした特許など。『弁法』により、北京市は隔年で、奨励金総額500万元の「発明賞」の選考を行う。このうち、北京市の国民経済と社会の発展に重大な貢献のあった特許に与えられる「特別賞」の奨励金は100万元と定めている。

北京市知識産権局の王力軍副局長によると、交通渋滞対策のための発明特許を重点的な奨励対象としている。主に▽道路計画で、道路の出入口と陸橋の設計▽公共交通車両本体の設計▽省エネ、環境保全、高容量の公共交通車両などを含み、知的な交通システム、合理的な運行調節で道路の順調さを保証することを目指す発明特許が「人気」を集める見込みである。(京華時報 2007年05月30日)

★★★2. 中国西部初の知財技術契約の仲裁機関、陝西省に設立★★★

陝西省でこのほど、知的財産権に関する技術契約紛争をめぐる仲裁機関が設立された。名称は、「陝西省渭南仲裁委員会知識産権技術契約紛争仲裁センター」。

1995年に「中華人民共和国仲裁法」が施行されて以来、同種の機関が中国西部に設立されるのは初めて。陝西省をはじめとして中国西部や中国全土で、知財技術契約をめぐる紛争の解決をより早く、専門的かつ有効に進められると予想される。(陝西商務之窗 2007年5月30日)

★★★3. 特許技術で融資をする企業に、最高70万元の資金援助を 広州★★★

広州市知識産権局が28日明らかにしたところによると、『広州市専利技術の実施と運用の促進に関する暫定規定』がこのほど施行され、専利技術を抵当に貸付を行う企業は政府に資金援助を申請することができるようになった。申請が承認されれば、最高で70万元を超える資金援助を受けることができる。ハイテク企業の融資に対して高い効果が期待される。

同局の説明によると、広州地域で登録し独立法人の資格を持つ、特許権に合法的な実施権を持つ企業・事業機関は、いずれも同市知識産権局に専利権抵当のサポートを申請することができる。ただし、申請する特許技術の利用度、進歩性が高く、市場での将来性が見込まれ、産業化の発展の方向性に合致し、産業化の条件と能力が比較的良いと認められることが条件だ。資金援助の費用は、政府の専門項目資金からまかなわれる。(金羊網 2007年5月29日)

★★★4. 知財保護へ警察と企業が協力 河南・鄭州★★★

河南省鄭州市知識産権局と鄭州市公安局（警察）は6月4日、合同で座談会を開き、両部門が進める「知的財産権保護重点企業」の認定や、企業への手続き優遇措置を含む警察・企業協力体制について、参加企業に説明した。こうした活動は、政府部門と企業との長期的かつ効率的な連絡体制を確立し、効果的な知財保護を実現する狙いがある。連絡体制の優れた企業には「知的財産権重点保護企業」の称号を授与する。

知識産権局の韓平副局長によると、鄭州市の進める同連携体制は、鄭州市の知財当局独自の模索であり、省や全国でも初めての試み。

（国家知識産権局 2007年6月7日）

★★★5. 香港の税関、偽の五輪グッズを摘発★★★

香港税関はこのほど、北京五輪のマスコット「福娃」の偽造品を初めて摘発した。同税関は北京オリンピック組織委員会の関係者とともに湾仔、油麻地、旺角で検査を行い、7カ所の露店から「福娃」のグッズ350点を没収し、男女6人を拘束した。商品は合わせて7000元相当。

本物の「福娃」は個別包装になっており、造りが丁寧で、レーザー識別用のラベルや合格証が貼り付けられているが、今回見つかった偽物は造りが粗く、本物とは色あいが異なり、個別包装ではなく5点1セットなどで売られていた。価格は本物の半分程度。

現在、税関は偽物商品の供給元などについて、さらなる捜査を展開。市民に偽造品の通報を呼びかけ、販売業者には法への挑戦行為を止めるよう求めている。「商品説明条例」の規定によれば、ラベルがないか、または虚偽の商品説明を添付した商品の販売は違法であり、有罪になれば最高で5年の懲役、50万元の罰金に処せられる。（中国新聞出版報 2007年6月7日）

★★★6. 内蒙古の知財当局、特許などの統計分析システムの試用開始★★★

内蒙古自治区の知識産権局はこのほど、「特許状況統計分析システム」の開発を終え、試用段階に入った。地級市（省の下の行政区分）の特許状況の把握に主眼を置いた分析ツールの開発運用は、国内でもこれまで例がなかった。

新システムの導入により、手作業に頼っていた統計作業が電子化され、統計精度の向上も見込まれる。また、地級市知識産権局ではこれまで把握できなかった域内の専利（特許、実用新案、意匠）の出願・承認件数の分布、職務発明・非職務発明の比率などの集計も可能になる。特許等のデータ管理・更新が一本化されることで、政府の政策決定や企業の戦略研究にも役立てられる。（国家知識産権局 2007年6月6日）

★★★7. 実用新案の無効請求、大学で初の公開審理★★★

国家知識産権局の専利複審委員会は5月22日午前、広州市の華南師範大学法学院で無効請求案件について口頭審理を行い、その場で請求者の要求を退ける決定を下した。

口頭審理は通常、管轄の行政法執行部門の審理室で行われる。広東省知識産権局の責任者によると、広東の高等教育機関で審理を行うのは初の試み。

今回の案件では、実用新案の権利所有者が、その実用新案の特徴に酷似した製品を生産販売していた他社を権利侵害として広州、仏山の裁判所へ提訴したところ、被告側が原告側の主張に反発。国家知識産権局専利複審委員会に原告側の実用新案の無効請求を申し立てていた。

審理チームは協議の末、無効請求者の提出した資料が、同実用新案の新規性や創造性を

否定するものではないと判断。実用新案の有効性を改めて認める決定を下した。

同日、会場の華南師範大学法学院の模擬法廷は、傍聴に訪れた学生などで満員になった。学生たちは「本物の案件審理を間近で見たのは始めて。今後もすばらしい審理の現場をもっと傍聴したい」と話した。(知識産権報 2007年6月12日)

★★★8. 北京、知財を担保とする融資1億元に★★★

北京市科学技術委員会と交通銀行北京分行(支社)は8日、知的財産権を担保とする融資サービス「展業通」の実績発表・説明会を開催した。同サービスは06年10月に全国に先駆けて北京で始まり、その後7カ月間で貸出残高は1億元を突破した。

会場では、科学技術に強い中小企業向けの知財担保融資をめぐり、北京市科学技術委と交通銀行北京分行の協力合意書が締結された。双方は同サービスを通して中小企業の自主革新を促す。科学技術プロジェクト向けの融資システムを整え、技術力に優れた企業の資金難を解決することで、技術革新の成果の産業化を力強く後押しする狙いがある。(国知網 2007年6月11日)

★★★9. 雲南省、知財事業の五カ年計画を決定★★★

雲南省が作成を進めていた第11次五カ年期(2006~2010年)の知的財産権関連の活動計画「雲南省第11次五カ年計画知的財産権事業発展計画」がこのほど完成した。計画は、同5年間の知的財産権に関する発展目標を定めている。計画には、期間中、特許・実用新案・意匠の承認件数の増加件数を年10%以上、年平均出願量を3200件以上とする目標のほか、著作権、植物新品種に関する数値目標も盛り込まれた。(国知網 2007年6月21日)

★★★10. 19の大都市による知財協力会議、寧波で開催★★★

全国19都市による知的財産権協力会議が6月19日、浙江省寧波市で開催された。4つの直轄市(省と同クラスの行政単位)、15の副省級都市(省に近い権限を持つ市)の知財部門責任者のほか、国家知識産権局の関係幹部も参加し、意見交換した。

各都市は知財関連の活動について、相互の業務経験やノウハウを情報交換。知財制度の運用を通じて、いかに革新型都市の建設を推進するか話し合った。さらに、国の知財戦略の策定についても一連の提案を出した。(中国寧波網 2007年6月20日)

○司法関連の動き

★★★1. ネットで訴訟事件の進展状況チェックが可能に 広州★★★

弁護士や市民が訴訟事件の進展状況を知りたい場合、これまでなら直接に検察官を通す必要があり、手続きが面倒であった。広州では現在、検察機関のウェブサイトを通して、当事者はいつでも最新の状況を知ることができるようになった。弁護士は弁護士用の予約欄で、名前、弁護士登録番号などを入力すると、公文書ファイルを見る時間を予約できる。また、即座にネット上で事件の進展状況を調べることができる。市民のほうは、公訴公告欄で広州市検察院により処理されるあらゆる事件について、すでに公訴されているかどうかを知ることができる。

これと同時に、市民の苦情や法律事務相談も同ウェブサイト登録すれば可能となり、その内容は申請受付部門の関係責任者に直接届き、申請受付や通報センターの手を経ることなく受理される。(新華社 2007年5月29日)

★★★2. 中国ハイテク企業、米国の特許訴訟戦略めぐりフォーラム開催★★★

知的財産権研究会が主催する「2007 中国ハイテク企業と米国の特許訴訟戦略フォーラム」が深セン、上海、北京の3カ所で開催された。米国際貿易委員会（ITC）と米連邦地方裁判所裁判官、及び中・米双方の弁護士が中国のハイテク企業の対米輸出をめぐる特許訴訟について講演し、参加者らと意見交換した。

フォーラムでは、米国際貿易委員会のレーン委員が関税法 337 条に関連する手続きを重点的に紹介し、典型的事例を挙げながら同条項をめぐる訴訟の特色、関係企業の訴訟戦略について解説した。弁護士による講演では、中国製品の対米輸出が直面する反ダンピング措置、特許訴訟、独占禁止などの問題についてまとめた上で、提案や対策を示した。

フォーラムには、中国国内のハイテク企業、弁護士事務所など、知財に関連する各界から 160 人が参加した。（国家知識産権局 2007 年 6 月 6 日）

★★★3. 裁判所による馳名商標の認定、200 余りに★★★

最高人民法院（最高裁）知的財産権法廷の責任者は 5 月 30 日、地方の各人民法院が 2001 年以降に受理した商標関連の民事訴訟案件は 7000 件余りを超え、審理により商標の周知性が認定されたケースは 200 件余りに上ることを明らかにした。

同責任者は「馳名商標には高い声望と知名度という特性がある。商標の周知性を認めれば、企業の無形資産の形成や発展を促し、ブランド経済の発展をある程度促すことになる」と述べる。（新華網 2007 年 5 月 31 日）

★★★4. 商標侵害めぐりヤマハが最高裁勝訴 被告に 830 万元の賠償命令★★★

日本のヤマハ発動機が浙江省の企業を商標権侵害で提訴していた訴訟で、最高人民法院（最高裁）が 5 日、被告側 3 社に対し、商標権侵害の停止と雑誌への謝罪掲載、賠償金 830 万元余りの支払いを命じる判決を下した。最高裁判決で命じられた外資系企業への賠償額としては過去最高額。

ヤマハの日本人弁護士によると、ヤマハは 2002 年 10 月、商標権侵害に当たるとしてオートバイメーカーの浙江省台州市浙江華田工業有限公司、ディーラーの台州嘉吉摩托車銷售有限公司、台州華田摩托車銷售有限公司を提訴していた。2000 年、浙江華田会社の経営者は日本で「日本雅馬哈株式会社」という会社を設立。続いて新会社と浙江華田会社との間で商標使用契約を締結し、浙江華田会社のオートバイに「日本 YAMAHA 株式会社」の文字を使用するようにした。「日本雅馬哈株式会社」はすでに日本で登記抹消されておりますが、中国国内企業は「YAMAHA」の商標をオートバイに使用、明らかな権利侵害行為を行った。ヤマハは江蘇省高級人民法院の二審でも勝訴しており、今回の審理では最高人民法院が二審判決を支持した形だ。

ヤマハ発動機の担当者は「画期的な判決。会社として江蘇省高級人民法院や最高人民法院に心から敬意を表する」を表明。さらに「各国の知財保護の規定はそれぞれ異なるが、中国は 2001 年の世界貿易機関（WTO）加盟の後、知財保護に関する法規の面で努力を重ね続けてきた。こうした努力は今後も続き、より多くの企業の権利と利益がさらに保護されると信じる」と述べた。（人民網 2007 年 6 月 12 日）

★★★5. 海賊版 OS をインストール 家電量販店に賠償命令★★★

購入したパソコンに海賊版オペレーティングシステム（OS）がインストールされていたとして、消費者が家電量販チェーン大手の国美電器とマイクロソフト（中国）有限公司を提訴していた訴訟の一審判決が、20 日に北京市の豊台法院（裁判所）であった。

法院は国美電器に正規版 OS の再インストールと交通費 88 元の支払いを命令。一方、マイクロソフト社が海賊版 OS を提供した証拠はないとして、同社の連帯責任を指摘する原告の主張は退けた。

原告の張さんによれば、国美電器の方荘店で海賊版 OS のプリインストールされたパソコンを購入したところ、使用時に頻繁にトラブルが起きたという。(新京報 2007 年 6 月 21 日)

★★★6. ワイン銘柄で商標権侵害 販売業者に賠償命令★★★

販売したワインが商標権侵害に当たるとして処分された大連のレストランが、ワインの仕入元 3 業者に損害賠償を求めていた訴訟の一審判決が、このほど大連西崗法院で言い渡された。判決は 3 被告のうち、直接の仕入元である徐被告に原告の損害の全額を賠償するよう命じた。

同レストランは徐被告から仕入れたワイン「経典長城」を販売していたところ、中国ワインの有名ブランド「長城」に対する商標権侵害に当たるとして、2005 年 9 月 22 日、大連市工商局の処分を受けた。店には罰金 9 万 6000 元が科せられ、在庫ワインは没収された。

西崗法院は、徐被告が商標権侵害にあたる商品を原告に販売したことが、処分の直接の原因になったと判断。また、徐被告は仕入元 2 業者からの仕入の証拠を提示することができなかったため、罰金と没収によるレストランの損失 9 万 7320 元の全額の賠償が命じられた。(半島晨报 2007 年 6 月 21 日)

○統計関連

★★★1. 中国のハイテク製品輸出、1~4 月に 1 千億ドル突破★★★

商務部は 30 日、今年 1~4 月期のハイテク製品貿易額が 1877 億 4 千万ドルに達したと発表した。前年同期比 20.9%増で、貿易全体の 29.5%を占める。うち輸出は 1014 億 9 千万ドルで、同 25.1%増、輸出全体の 29%を占める。(新華社 2007 年 5 月 31 日)

★★★2. 中国のコンテンツ産業成長率、GDP 成長超える★★★

中国のコンテンツ分野における国内総生産(GDP)の伸びは昨年、前年比 17.1%増加し、GDP 全体の伸び率を 6.4 ポイント上回った。国家統計局がこのほどまとめた「2006 年中国の文化及び関連産業に関する統計報告」で分かった。

それによると、コンテンツ分野における昨年の生産額は 5123 億元で、同年の第 3 次産業の伸び率と比較しても 6.8 ポイント高かった。これにより、コンテンツ産業が GDP 全体に占める比率は 2.45%となった。

コンテンツ産業従事人口は昨年時点で 1132 万人に達し、就業人口全体の 1.48%を占めた。04 年より 0.16 ポイント伸びた。06 年のコンテンツ産業従事者の生産増加額は 1 人平均 4 万 5200 元だった。(新華社 2007 年 5 月 24 日)

★★★3. 特許等の出願、1~4 月で 17 万件に 国家知識産権局★★★

国家知識産権局が 07 年 1~4 月に受理した特許、実用新案、意匠の出願は合わせて 17 万 1500 件を超え、前年同期を 10.1%上回った。承認件数は 11 万件で同 46.4%増だった。

内訳は、特許が 6 万 7700 件で同 9.7%増、実用新案が 4 万 7600 件で同 0.5%減、意匠は 5 万 6300 件で同 21.5%増。

2006 年現在、国家知識産権局専利局による特許の実体審査期間は 22 カ月にまで短縮さ

れている。実用新案は9カ月、商標は6カ月。無効審判の期間は13カ月。(中国知識産権報 2007年5月25日)

★★★4. ソフトウェア業界の売上高、昨年は4800億元★★★

中国のソフトウェア業界における売上高は4800億元に上り、輸出総額は60億6000万ドルに達するなど、ソフトウェア産業が情報産業と経済発展のけん引役になっていることが分かった。

情報産業部の婁勤儉副部長は14日、第11回中国国際ソフトウェア博覧会で、「今後15年は中国のソフトウェア産業発展においてカギとなる時期だ。情報産業部は関連立法や自主創造能力の強化、産業基地建設の加速化、アウトソーシング支援などで業界発展を促していきたい」と述べた。

(人民網 2007年6月15日)

★★★5. 工商総局、商標権侵害案件を6年で19万件摘発★★★

中国が世界貿易機関(WTO)に加盟して以降、各級の工商機関が摘発した商標権侵害案件は19万3332件に上った。うち海外に関わる商標権侵害案件は2万8041件、司法機関に移送された犯罪案件は774件、容疑者は778人だった。2006年だけで犯罪案件は252件、容疑者は263人に達した。国家工商総局の李東生副局長が12日、北京市で行われた記者会見で明らかにした。

李副局長によると、全国工商行政管理機関が昨年受理した消費者からの苦情のうち、食品類に関するものは6万3065件で05年に比べて2.8%減少し、外食産業に関するものは1万7362件で同2.1%減少した。食品市場の秩序がよりよい方向に向かっている。

06年末現在、全国工商部門が擁する各種の連絡ステーションは1万2315カ所、苦情ステーションは27万カ所に上り、都市でのカバー率は63%、農村でのカバー率は48%に達した。「店の中、市場の中、コミュニティの中、村や鎮(町)の中」でのクレーム対応処理が徐々に実現し、消費者の苦情申し立てがますます近く、便利になっている。(中新網 2007年6月12日)

★★★6. 中国のソフトウェア産業、4800億元規模★★★

新華網によると、中国における2006年のソフトウェア産業の売上規模は4800億元に達した。また、中国企業が外国で受注したソフトウェアのアウトソーシング契約額は10億ドルに上った。商務部の易小准副部長が20日、大連で開かれた「ソフトウェアと情報サービスに関するトップフォーラム」で明らかにした。

易副部長は、2010年には世界のオフショアアウトソーシング市場が6000億ドル規模に達すると指摘。中国はソフトウェア開発や情報サービスのアウトソーシングで優位にあり、商務部としても引き続き積極的な措置を講じていく考えを示した。

具体的には、ソフトウェアと情報サービスの分野でアウトソーシングに関する政策を整備するほか、ソフトウェア輸出拠点の建設を強化し、ソフトウェア輸出地域の分布を合理化する。また、アウトソーシングを促進する仲介機関を設置する。

このほか、中央対外貿易発展基金を利用し、国際展覧会、シンポジウム、商談会などを開催することで、国際協力を拡大し、企業の市場開拓能力を強化していく方針だ。(新華社 2007年6月21日)

★★★7. CNドメイン、国別ドメイン数で世界3位に★★★

中国インターネット情報センター (CNNIC) は 17 日、5 月 31 日の時点で、中国の「.cn」ドメインの登録件数が世界規模で 530 数万件に達し、ドイツの「.de」、英国の「.uk」に次ぐ世界 3 位の国別ドメインとなったことを明らかにした。北京の日刊紙「京華時報」が伝えた。

中国では、国有企業トップ 500 社のウェブサイト、主要 20 業界の 8 割、省級政府ウェブサイトの 97% はすべて「.cn」ドメインを使用している。(新華社 2007 年 6 月 19 日)

○その他知財関連

★★★1. 中国産携帯、価格の 20% が特許使用料で海外へ★★★

知財事業の進んでいる中国企業のうち、特許権の実施率が 30% を下回る企業が半数を超え、自社開発の知財権商品の売上が売上総額の 30% 以上を占める企業は 3 分の 1 のみであるということは、このほど開催された「自主革新とハイテク企業発展の国際フォーラム」で講演した国家知識産権局の田力普局長が明らかにした。これは、中国政府が知的財産権戦略を制定するために、2716 社、中国で知的財産権に関する研究開発および保護意識が進んでおり、比較的良好な活動を行っている企業を対象にし実施した調査でわかった。これは、企業の競争力向上に深刻な影響を与えると予想される。

今回の調査結果ではまた、中国企業の発明特許の取得率は 0.17% であることがわかった。自社商標を持つ企業は 40% で、著名商標に至っては極めて少数。中国企業はコア技術を持たないため、海外の特許権者に特許使用料を支払うケースがほとんど。科学技術部の統計によると、特許使用料は携帯電話端末で価格の 20%、コンピュータは 30%、数値制御 (NC) 装置は 20~40%。

また、パソコン 1 台あたりの利益は価格の 5% 以下だ。DVD プレーヤーは、1 台あたりの平均価格が 30 ドル以下、他社に支払う特許使用料は約 10 ドル、メーカーの最終利益はわずか 1 ドルと予測される。

田局長は、中国の経済規模は世界の 4% を占めるが、発明特許の出願件数は世界のわずか 1.8%、権利取得件数はさらに 1% 以下という。このため、中国企業全体のイノベーション能力はまだ低いと田局長は指摘した。(天極網 2007 年 5 月 30 日)

★★★2. G8、中国など新興国と対話へ 知財分野も★★★

主要 8 カ国首脳会議 (G8 サミット) が 6 月 6 日、ドイツ北部の海岸都市ハイリゲンダムで始まった。メルケル独首相の招きにより、中国の胡錦濤国家主席が G8 と新興国首脳の対話会に出席する。8 カ国の首脳らは気候変動、エネルギーの安全保障、投資自由化、知的財産権の保護、アフリカ発展などの世界的な問題を話し合うほか、中国など新興国との対話会を開く。

ドイツの提出した議事日程に基づき、サミットでは知財保護、投資自由化、労働基準、気候変動などの問題について、新興国へ提言する。一方、新興国首脳らは、自国の発展への権利・利益保護、公正かつ合理的な世界経済秩序の確立などを主張するとみられる。(国家知識産権局 2007 年 6 月 6 日)

★★★3. 「商標フェスティバル」開催で社会意識の向上を図る★★★

商標の保護強化と商標に対する社会全体の意識向上を目的として、中国商標フェスティバル組織委員会は 6 月 10 日に北京で、国家工商総局の認可を経て、中華商標協会と長沙市政府の主催による「2007 年中国商標フェスティバル」を 11 月 3 日から 6 日まで湖南省長沙市で開催することを明らかにした。

国家工商行政管理総局の李東生・副局長は記者会見で、中国の商標の成長スピードは迅速だが、今もなお以下の問題が存在すると指摘した。

(1) 中国の商標登録数と年間申請数は世界トップクラスだが、付加価値や知名度の高い商標は少ない。

(2) 中国の商標数は累計 280 万件だが、企業や個人経営者の登録数と比べ、登録商標数はまだ少ない。

(3) 企業の商標意識は絶えず高まっているが、製品の付加価値アップの面では先進国とはまだ大きな格差が存在している。

(4) 外資企業が中国で登録する商標数と中国企業が海外で登録する商標数の割合は 100 対 3 と、その差はかなり大きい。(新華社 2007 年 6 月 10 日)

★★★4. 「産業技術革新戦略提携テスト」が始動★★★

年間売上高の総計が 9000 億元に達するトップ企業 26 社と一流大学 18 校、中核的な研究機関 9 カ所が 11 日より、鉄鋼、石炭、化学工業、農機具の 4 大産業分野で、技術革新を推進するための戦略提携を結ぶ。これにより、科学技術部、財政部、教育部、国有資産監督管理委員会、中華全国総工会、国家開発銀行が共同推進する「産業技術革新戦略提携テスト」が正式に始動した。(新華社 2007 年 6 月 10 日)

★★★5. 国家知財局、都市の法執行担当者向け研修を開催★★★

知的財産権法執行(エンフォースメント)上級研修班が 6 月 19 日、北京でスタートした。国家知識産権局の張勤副局長があいさつし、最初の講座を担当した。参加者は省・自治区・直轄市(いずれも省クラス)のほか、計画単列市や副省級都市と呼ばれる大都市(省クラスに近い権限を持つ)、知的財産権モデル創建市、関連事業の試行都市などの法執行担当者や関連業務の担当幹部。

研修は国家知財産権局の主催で、法執行に関する研修としては、これまで最も長期間にわたり、内容も系統的という。(国知網 2007 年 6 月 20 日)

★★★6. 中国国際ソフト・情報サービス交易会、大連で開幕★★★

第 5 回中国国際ソフトウェア・情報サービス交易会が 21 日、大連世界博覧広場で開幕した国内 40 余りの出展チームのほか、有名な多国籍企業や米国、日本、インドなど 30 余りの国・地域の出展チームも参加する。5 回目を迎えた同交易会は、すでに国内最大規模のソフトウェア展示会に成長。展示は自主革新、国際協力、人材交流、資金調達マッチング、業界応用の 5 部分に分かれる。(新華網 2007 年 6 月 21 日)

中国の知財関連情報全般、関係法規、本メールマガジンのバックナンバー等をご覧になりたい方は、ホームページにアクセスして下さい。

<http://www.jetro-pkip.org/>

本メールマガジンに対するご意見・ご質問・ご感想等がございましたら下記までご連絡下さい。

JETRO 北京センター知的財産権部

北京市建国門外大街甲 26 号長富宮弁公楼 7003 郵編 100022

TEL : +86-10-6528-2781, FAX : +86-10-6528-2782

E-mail : post@jetro-pkip.org

発行人：JETRO 北京センター知的財産権部 部長 後谷 陽一

=====

※本メールマガジンの新規配信・アドレス変更・停止につきましては、お手数ですが以下にアクセスして、ご自身でご登録頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3590>

=====

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved